

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

令和5年3月

当委員会は、令和4年5月13日、令和4年大府市議会第3回臨時会において、現在の構成となった。その後、約1年間、主に議会運営委員意見交換会における協議・調整を通じて、ICT化の推進など、議会の運営に係る各種の調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期満了を迎えるに当たり、その活動の主な内容を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) 新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応について

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」による全国的な個人情報保護制度の見直しにより、これまで、大府市を始め各地方公共団体がそれぞれ条例で定めていた個人情報保護制度は、令和5年4月1日以降、国の「個人情報の保護に関する法律」に基づく制度に統合されることになった。

しかし、地方公共団体の機関のうち、議会については、国会や裁判所が法による規律の対象となっていないこととの整合を図るためとして、一部の規定を除き、基本的に「個人情報の保護に関する法律」の適用対象外とされることになった。

国会や裁判所と異なり、住民から見れば、市（執行機関）も市議会も、同じ「大府市役所」の建物の中にある機関であり、個人情報保護法が直接適用される市（執行機関）と、直接適用されない市議会との間で、個人情報保護制度の運用にできるだけ差異が生じないようにすることが望ましいと思われた。

また、これまで大府市議会は、「大府市個人情報保護条例」の適用対象となっており、同条例において、自己情報の開示、訂正、利用停止、審査請求の手續や罰則などが規定されていた。大府市議会における個人情報保護制度の水準を維持するためには、引き続き、罰則付きの条例を制定する必要があると思われた。

そこで、本委員会では、「個人情報の保護に関する法律」に準じて、「大府市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定することとし、令和4年大府市議会第4回定例会に条例案を本委員会提出議案として提出した結果、賛成多数で原案のとおり可決された。

また、同条例の施行規程についても、本委員会は、議長の諮問に対して答申を行い、令和5年3月に議長において制定された。

(2) ICT化の推進について

①オンライン会議について

令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、令和2年4月に、総務省が「各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる」との見解を示した。これらを契機として、全国の地方議会において「オンライン会議」の調査研究が進められるようになり、実際に委員会条例の改正等を行い、「オンライン委員会」を開催する地方議会も現れるようになった。

本市議会においても、令和2年度以降、「オンライン会議」の調査研究が進められ、特に、前期の議会運営委員会では、オンライン会議ソフト「Zoom」を使用して、茨城県取手市議会に対してオンラインによる視察を実施したほか、議員の自宅等と市役所を結ぶ接続試験を実施するなど、「オンライン会議」の法的な課題や技術的な課題について調査研究が行われた。

今期の議会運営委員会では、更に調査を進め、既に委員会条例の改正等を行い、実際にオンライン会議を開催した実績のある東京都豊島区議会及び神奈川県横須賀市議会への視察を実施した。

その結果、「オンライン委員会」の開催には多くの課題が残っており、本市議会において「オンライン委員会」を制度化することは時期尚早であるとの結論に達し、委員会条例の改正は見送ることになった。

そんな折に、衆参両院の総務委員会が、政府に対し、「地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること」等を求める決議を行った。今後、政府においても更に検討が進められるものと思われるので、引き続き注視していく必要がある。

一方、「オンライン会議」そのものは、本市を始めとする地方議会においても、今後、日常的に定着していくことが考えられる。

そのため、本市議会においては、会派代表者会議、各委員意見交換会等の会議規則に基づく「協議等の場」について、オンラインによる方法で会議を開催することができるよう、大府市議会会議規則の一部改正を行うこととした。

会議規則の一部改正においては、「協議等の場の開催方法の特例」として、「重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる」旨を定めた。

また、大府市議会先例集の一部改正を行い、新たに、第9章第8節として「オンラインの方法による協議等の場」という節を設け、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる場合について明示するなど、開催の大まかな指針を示した。

②次期の議員用タブレット端末について

令和元年12月のタブレット端末等の導入に当たっては、初期費用や維持管理に係る経費を抑えることなどの理由から、既設の職員用のLGWANネットワークを間借りすることになった。現在の端末のリース契約は、5年間の契約となっているため、今期の議会運営委員会では、議員用の次期端末の更新に向けて、調査研究を開始した。

そこで、現在の大府市議会のネットワーク環境が最適なものであるか否かを検討するために、ICT化の推進に実績のある東京都豊島区議会と神奈川県横須賀市議会を視察調査することにした。

視察の結果、本市議会のように、LGWANという行政専用のネットワークの間借りをする在り方は、全国的には珍しい運用であることが改めて明らかになった。

豊島区議会では、通信事業者の4G回線を利用してインターネットにつながっており、横須賀市議会は、職員用とは別に、議会専用のLANを構築してインターネットにつながっていた。

次に、大府市議会でも要望が多かった公用タブレット端末の庁舎外への持ち出しについて実情を伺った。

豊島区議会では、公用タブレット（iPad）の庁舎外への持ち出しが認められているにもかかわらず、持ち出しをする議員はほとんどいないということであった。一方、横須賀市議会では、公用ノートパソコンは、本庁舎と消防庁舎だけで使用し、自宅への持ち出しはできないルールになっていた。

しかし、両議会とも、公用端末を持ち出さなくても、議会関係資料等は、豊島区議会では、インターネット上のクラウドサービス「Office365」で、横須賀市議会では、グループウェア「LINE WORKS」を使用して、自宅の個人端末から閲覧できるとのことであった。

視察後の委員意見交換会においては、大府市議会が更にICT化を推進していくためには、職員専用のLGWANネットワークの間借りをやめて、議会用のインターネット系のWi-Fi環境の整備を進める必要があるという意見が大勢を占めた。

それでは、その場合の議員用の次期端末は、どのような在り方が考えられるのか。

現状では、公費負担で同一の機種を議員に貸与し、全員が同じ環境でICTを利用している。公費負担であるため使用範囲は、公務に限定され、政治活動、政

党活動、後援会活動その他私的な活動への利用は認められない。また、議会事務局がサポートできるのも、庁舎内での公用端末だけである。このように公費で賄われる公用端末には、使用上の制限が付くことはやむを得ないものとする。

しかし、職員専用のL2WANネットワークを間借りする現状の議員用端末は、議会関係情報の閲覧専用となりがちであり、いつでも、どこでも使用できる端末にはなっていないと感じている議員も多い。というのは、市議会議員の活動場所は、市役所庁舎だけに限らないという議員の立ち位置があるからだ。言い換えれば、議員活動は庁舎外の地域、現場、市民との交流の場等における、情報交換、情報収集、課題の抽出等が活動の中心でなければならないということである。

今後、議会フロアへのインターネット系のWi-Fi環境の整備を進め、個人端末も接続できるようにすることを考えると、公用端末と個人端末の両方を効率よく動かすことによって議会の役割を達成するというのが、チーム議会としての次期端末の在り方ではないかと考える。

令和5年5月には、議員の改選があり、議員の入れ替わりがある。次期端末の導入に当たっては、現在の端末の導入時に行ってきたように、各議員の自宅のICT環境、ICT操作能力等の調査を行い、より費用対効果の高い方法を検討していく必要がある。現在の端末は、Windows10の端末であるが、Windows10のサポート期間や予算編成のスケジュール等を考慮すると、1年間のリース延長を行うとしても、次期の端末の仕様については、令和5年度の議会運営委員会において、令和6年5月の任期満了までに一定の結論を得ることが望まれる。

③議員用グループウェアについて

令和2年4月以降、大府市議会では、議員用グループウェアとして、ネオジャパン社のクラウド型グループウェア「desknet's NEO」を利用しており、議会関係資料の閲覧・共有、スケジュール管理、回覧・通知等の機能を活用して、ペーパーレス化の取組を進めている。これまでの3年間の運用の結果、議会内での活用は大きく前進し、議員の習熟も進んできた。

今期の議会運営委員会では、豊島区議会と横須賀市議会に視察を行ったが、「desknet's NEO」を中心とした本市議会の運用が、両議会と比べて大きく劣っているわけではないことが確認できた。今後とも、「desknet's NEO」の活用を進めていくことで、本市議会の更なるICT化が推進できるものとする。

しかし、グループウェア等については、様々なサービスがあり、それぞれに特徴や強み弱みがある。また、将来、より高機能なサービスが登場する可能性もある。もしも、「desknet's NEO」以外の新たなグループウェアに乗り換えることを検討する必要がある場合には、新たなグループウェアを並行して試用した上で、検討していくことが望ましい。

(3) 危機対応及び業務継続について

①新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

令和4年度も、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながら議会運営を行うことを余儀なくされた。

しかし、ワクチンの4回目、5回目接種の開始、「オミクロン株」に対応したワクチンの接種や乳幼児へのワクチン接種の開始、また、治療薬の承認・普及が進むなど、令和4年度は、徐々に収束に向けた動きが見られるようになった。

こうした中、社会情勢の変化を踏まえ、令和4年11月22日には、「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否等に関する申合せ事項」の一部改正を行った。

なお、会派代表者会議においても感染症対応が検討されており、令和4年11月には、「移動を伴う視察について」の申合せの見直しが行われている。

感染症対策に配慮しつつではあるが、各委員会における視察については、3年ぶりに、宿泊を伴う県外への視察を実施できたほか、政務活動による視察についても、宿泊を伴う県外への視察を実施できた会派がある。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチンを3回以上接種した者が全国で8,600万人を超え、また、治療薬の承認・普及が進み、感染法上の位置付けも、令和5年5月には「2類相当」から「5類」へ引き下げられることが予定されている。

今後、国において、「新型コロナウイルス感染症」の取扱いが正式に変更された場合には、登庁の適否等に関する申合せ事項や移動を伴う視察についての申合せの廃止又は改正を検討する必要があると考える。

②「大府市議会業務継続計画」の見直しについて

議会の開会については、地方自治法の規定により、原則として首長の招集告示が必要とされているが、これまで、一旦、首長が議会招集の告示をした後は、その招集期日は変更することができないという行政実例があったため、開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難な場合であっても、開会の日に定足数を満たすことができなければ、その定例会等は流会となってしまふという解釈が一般的であった。

そのような中、議員立法による「地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）」が令和4年12月16日に公布・施行され、「招集の告示をした後に開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、開会の日の変更をすることができる」旨が地方自治法において明文化されることとなった。

この法改正を受け、「大府市議会業務継続計画」の記載内容を変更することとし、第1章「大府市議会危機対応要綱に基づく議会運営マニュアル」、I「危機発生時の議会運営」、3「本会議及び付託委員会における定足数の確保等」に、「定例会（臨時会）の招集告示から開会日（初日）まで」の対応を追加することとした。

③防災訓練の実施について

令和4年2月に策定した大府市議会業務継続計画では、「防災訓練の実施」を規定し、「議長又は委員長は、危機の発生を想定した全議員又は所属委員を対象とした訓練を毎年度1回は行うとともに、危機対応についての基本的事項を周知することとしている。

令和4年度は、5月25日（水）に、「火災を想定した議会对応訓練」として、庁舎内で火災が発生したことを想定して、避難経路、避難の手順を確認する訓練を実施し、また、大府市議会業務継続計画の流れに沿って、危機発生時の会議の休止手順及び再開手順を確認する訓練を議会全体で行った。

また、6月14日（火）から16日（木）にかけては、各常任委員会において、「大地震を想定した委員会対応訓練」を行い、シェイクアウト訓練を行うとともに、大府市議会業務継続計画の流れに沿って、危機発生時の委員会の休止手順及び再開手順を確認する訓練を委員会単位で行った。

これらの訓練の終了後には、議会運営委員意見交換会において振り返りを行った。

災害は、火災や地震だけではない。また、災害はいつ発生するかわからない。今後も、様々なケースを想定して、各種の防災訓練を行っていく必要がある。

(4) 定例会・臨時会終了後の振り返りの場について

令和元年5月の改選以降、定例会・臨時会の終了後に振り返りの場を設けているが、今期についても、各委員から、議長及び委員長の議事整理について、一般質問及び議案質疑の在り方や質問内容の工夫、執行部の答弁の在り方、パネル使用の在り方や使い方の工夫、コロナ禍の下での議会運営など、毎回様々な意見が出された。出された意見については、委員意見交換会の記録を議員用グループウェアに掲載することにより全議員に周知し、改善に努めることとした。

特に、今期においては、「一般質問は、議案及び請願の中身にわたる部分、議決に影響する部分についてふれないよう十分留意する」旨の先例集の規定について、会期中に議案が追加で提出される場合の考え方を明文化するため、改正を行うこととした。

また、一般質問について、現在は1人の持ち時間を60分としているが、1人の持ち時間を50分とし、各質問者の質問を毎時0分から開始するようにはどう

かという提案についても協議を行った。目当ての質問を傍聴しやすいようにし、傍聴者の増を期待した提案ではあったが、幾つかの課題があるとの意見もあり、協議の結果、現時点ではそのような見直しは行わないことになった。

いずれにせよ、今後も、わかりやすく、充実した市議会とするため、会議規則等のルールを守るとともに、より市民サービスの向上につながるような市議会となるよう、議員個々が努力する必要があると考える。

(5) 決算審査・当初予算審査終了後の振り返りの場について

各常任委員会における決算審査については、平成18年9月から、当初予算審査については、平成27年3月から、それぞれ審査要領を定め、質疑の事前通告制をとっている。

それぞれの事前通告制の導入以降、事前通告制の改善、円滑化を目的に、議長により、各常任委員会の正副委員長等を招集して、決算審査又は当初予算審査の反省会が開催されている。しかし、近年は、事前通告制が定着してきたこともあってか、反省事項がマンネリ化し、反省会の開催方法や開催意義について、議員から見直してはどうかという意見が出されるようになってきた。

そこで、決算審査又は当初予算審査の反省会の在り方の見直しを行い、これまでの各常任委員会の正副委員長等を中心とした「議員意見交換会」による方法から、「議会運営委員意見交換会」において、定例会全体の振り返りとあわせて行う方法に改めることとした。

特に決算審査の反省会については、これまで、各委員会の視察が秋に集中していることもあって、例年11月中旬に開催され、反省会の実施まで期間を要していたが、開催方法の見直しにより、定例会の終了後すぐに振り返りを行うことができるようになった。

今後とも、決算審査・当初予算審査がより充実したものとなるよう、取り組んでいく必要がある。

2 委員会の経過

(1) 令和4年5月13日（金） 議会運営委員会

- ・ 正副委員長の互選
- ・ 閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

(2) 令和4年5月26日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議
(新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議を含む。)

- (3) 令和4年6月10日(金) 議会運営委員意見交換会
・今後の委員会活動についての協議
- (4) 令和4年6月22日(水) 議会運営委員意見交換会
・5月臨時会及び6月定例会の議会運営に対する意見交換
・ICT化の推進についての協議
・危機対応及び業務継続についての協議
・当初予算審査及び決算審査の方法等についての協議
- (5) 令和4年7月5日(火) 議会運営委員意見交換会
・6月定例会の議会運営に対する意見交換
・当初予算審査及び決算審査の方法等についての協議
・議場における国旗及び市旗の掲揚についての協議
・ICT化の推進についての協議
- (6) 令和4年8月17日(水) 議会運営委員意見交換会
・当初予算審査及び決算審査の方法等についての協議
・議場における国旗及び市旗の掲揚についての協議
・議員定数及び議員報酬についての協議
・ICT化の推進についての協議
- (7) 令和4年8月24日(水) 議会運営委員会
・議場における国旗及び市旗の掲揚に伴う大府市議会先例集の一部改正についての協議(決定)
- (8) 令和4年9月15日(木) 議会運営委員会
・委員派遣(県外視察)についての協議(決定)
- (9) 令和4年9月30日(金) 議会運営委員意見交換会
・委員派遣(県外視察)についての協議(質問事項等の検討)
・9月定例会の議会運営(各常任委員会における決算審査を含む。)に対する意見交換
- (10) 令和4年10月4日(火)・5日(水) 委員派遣(先進地視察)
・東京都豊島区議会
豊島区議会におけるオンライン会議の取組等について

- ・神奈川県横須賀市議会
横須賀市議会におけるオンライン会議の取組等について



東京都豊島区議会の視察



神奈川県横須賀市議会の視察

(11) 令和4年10月17日（月） 議会運営委員意見交換会

- ・視察終了後の意見交換
- ・ICT化の推進についての協議
- ・議員の出退表示盤の更新案についての協議

(12) 令和4年11月22日（火） 議会運営委員会

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴う登庁の適否等に関する申合せ事項の一部改正についての協議（決定）

(13) 令和4年11月22日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・議員の出退表示盤の更新案についての協議
- ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議
- ・ICT化の推進についての協議

(14) 令和4年12月7日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議
- ・ICT化の推進についての協議

(15) 令和4年12月13日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議

- (16) 令和4年12月16日（金） 議会運営委員会
- ・大府市議会の個人情報の保護に関する条例案の提出についての協議（決定）
- (17) 令和4年12月20日（火） 議会運営委員意見交換会
- ・11月臨時会及び12月定例会の議会運営に対する意見交換
 - ・ICT化の推進についての協議
- (18) 令和5年1月27日（金） 議会運営委員意見交換会
- ・12月定例会の議会運営に対する意見交換
 - ・危機対応及び業務継続についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
- (19) 令和5年2月17日（金） 議会運営委員会
- ・一般質問に係る大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）
- (20) 令和5年2月17日（金） 議会運営委員意見交換会
- ・危機対応及び業務継続についての協議
 - ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
- (21) 令和5年2月28日（火） 議会運営委員意見交換会
- ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
- (22) 令和5年2月28日（火） 議会運営委員会
- ・大府市議会業務継続計画の修正についての協議（決定）
 - ・オンライン協議等の場に係る大府市議会会議規則の一部改正案の提出についての協議（決定）
- (23) 令和5年3月8日（水） 議会運営委員意見交換会
- ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議
 - ・ICT化の推進についての協議
 - ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議
- (24) 令和5年3月23日（木） 議会運営委員意見交換会
- ・3月定例会の議会運営（各常任委員会における当初予算審査を含む。）に対する

意見交換

- ・新個人情報保護法施行に伴う議会の個人情報保護の対応についての協議
- ・ICT化の推進についての協議
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(25) 令和5年3月23日（木） 議会運営委員会

- ・大府市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程案についての協議（決定）
- ・大府市議会の保有する個人情報の保護等に関する規程の廃止についての協議（決定）
- ・大府市議会事務局処務規程の一部改正についての協議（決定）
- ・「大府市議会保有の不開示文書一覧」の一部改正についての協議（決定）
- ・オンライン協議等の場等に係る大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）
- ・「議員控室に設置するインターネット接続パソコンの使用について」の廃止についての協議（決定）

(26) 令和5年3月30日（木） 議会運営委員会

- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議（決定）

3 おわりに

以上が当委員会の調査研究及び協議の結果である。令和4年度は今任期の最終年度であり、検討課題の協議が年度末ぎりぎりまで延長することのないように、年度当初から、計画的に進めていくことを意識していた。

今年度は、本市議会のICT化の推進についてという課題に取り組んできた。しかし、委員間で議論を進めていくうちに、論点が曖昧になり堂々巡りをするようになってしまった。というよりも、これは委員長としての反省であるが、「論点＝何が問題なのか」について、文字にしっかり落とし込んで、頭の中を整理してから、調査研究を進めるべきであった。

幸いにも、令和4年10月に、当委員会の視察調査をICT先進市である豊島区議会と横須賀市議会が受け入れてくれた。そのおかげで、先進事例として二つの選択肢を得ることができたので、本市議会の現状と比較検討を進めることによって、課題整理が徐々に進み、この委員会活動のまとめにつながった。

最後に、当委員会の調査研究活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げ、委員会活動の結びとする。

議会運営委員会委員名簿

(令和4年5月13日～令和5年4月30日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	山本 正和	自民クラブ
副委員長	柴崎 智子	公明党
委員	野北 孝治	市民クラブ
委員	木下 久子	市民クラブ
委員	太田 和利	自民クラブ
委員	鷹羽 琴美	自民クラブ
委員	宮下 真悟	無所属クラブ

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順